

函 市 民  
令和5年(2023年)3月15日

各報道機関 様

市民部市民・男女共同参画課長

道内4都市とのパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定の締結について

本市では、性の多様性への理解が進み、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、だれもが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、令和4年4月より「函館市パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。

このたび、自治体間で住所を異動した場合において、制度の相互利用または、手続きの簡素化を行い、制度利用者の負担軽減とサービスの向上を図るために、本市と同様の制度を有する道内4都市とパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結することとなりましたので、下記のとおりお知らせします。

また、近隣の北斗市については、締結式を行いますので、取材・報道方よろしくお願いたします。

記

1 連携協定について

- (1) 協 定 名 パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書
- (2) 締 結 日 令和5年3月22日(水) (4月1日から運用開始)
- (3) 締結自治体 札幌市, 北見市, 帯広市, 北斗市 (4市) ※制度導入順
- (4) 主 な 内 容 制度の相互利用または手続きの簡素化
  - ア 相互利用(札幌市, 北見市, 北斗市)  
制度利用者が、転出時に継続利用申請を提出することにより、転入先でも転出元の受領証等を継続して使用できることとします。
  - イ 手続きの簡素化(帯広市)  
制度利用者が転入先で行う手続きの添付書類の一部を省略します。

2 北斗市との協定締結式について

- (1) 日 時 令和5年3月22日(水) 10時00分～
- (2) 場 所 函館市役所本庁舎6階 市長会議室
- (3) 出 席 者 函館市長 工藤 壽樹  
北斗市長 池田 達雄

※札幌市, 北見市, 帯広市とは同日付け書面による協定締結になります。

(市民・男女共同参画課 担当: 田中 電話 21-3470)